

(公社) 非営利法人研究学会 特別委員会運営規程

令和4年12月27日制定

(目的)

第1条 学会は、その設立趣旨に則り学際的研究及び分野別研究を拡大・深化させるため、特定課題につき共同で研究に従事する特別委員会を設置し、本規程によって運営する。

(構成)

第2条 特別委員会は、次の者で構成する。

- 一 委員長 1名
- 二 委員 10名以内
- 三 幹事 若干名

2 委員長は常任理事会が推薦し、理事会の承認を経て、会長が指名する。

3 委員は原則として会員の中から委員長が指名する。但し、会員でない委員の指名については、常任理事会の承認を要する。

4 幹事は、会員の委員の中から委員長が必要に応じて指名する。

(研究期間)

第3条 特別委員会の研究期間は、原則として、2か年とする。但し、必要ある場合には常任理事会の承認を経て、さらに1か年を限度として延長することができる。

(研究報告及び活動報告)

第4条 特別委員会は、毎年度、全国大会において、中間報告または最終報告として、その研究成果を報告しなければならない。その報告に際しては、ワーキングペーパー等としての報告書を作成するものとする。

2 特別委員会は、毎年度、理事会及び社員総会において、活動報告を行うこととする。

(経費)

第5条 学会は、特別委員会の研究活動に必要な経費として、理事会において定める特別委員会助成費を充てることとする。

(規程の変更)

第6条 本規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附 則

本規程は令和4年12月27日より実施する。